

葛飾区介護保険 住宅改修の手引き

葛飾区 介護保険課 管理係

令和7年4月改定

目次

- ・ 住宅改修制度の概要等 . . . P 1 ～ 8
- ・ 住宅改修の手続きの流れについて . . . P 9 ～11
- ・ 申請書類等提出時の注意事項について . . . P 12～13
- ・ 葛飾区の住宅改修 Q & A . . . P 14～20

1 介護保険住宅改修の概要

介護保険住宅改修制度とは、要介護（要支援）の認定を受けている方が、住み慣れた家で、自立した生活や介護を受けやすい生活環境を整えるために住宅を改修することを目的としています。

介護保険で住宅改修を行う際には、施工前に「事前審査申請書」を提出し、葛飾区の承認後に被保険者に送付する「事前審査確認書」の到着を確認した上で着工し、工事完了後に事後申請を行うことにより、支給が認められます。

支給が認められた場合は住宅改修の実際の費用の9～7割が支給され、利用者負担はその1～3割となります。

事前の審査手続きを行わず住宅改修を行った場合や、申請の内容が適切でない場合等の住宅改修費は支給されませんので、事前にケアマネジャーや介護保険課にご相談の上、必ず事前に申請してください。

2 支給要件

次の要件をすべて満たし、住宅改修を実施した場合に対象となります。

- (1) 要介護（要支援）認定を受けており、工事着工日と工事完了日が共に認定有効期間内であること。
- (2) 介護保険被保険者証に記載されている住所地の改修で、現に居住している住宅であること。
- (3) 本人が在宅であること。
- (4) 工事内容が介護保険制度の給付対象及び、被保険者の状況等に照らして必要な改修であり、事前申請書類にその必要性が記載されていること。
- (5) 住宅改修の着工前に事前申請をして、葛飾区に着工を承認されていること。

※留意点

- イ) 新規、区分変更申請中、または入院、施設入所中の方の申請について
新規の介護認定申請や区分変更申請中、または入院中や施設入所中の方（退院・退所が決まっている方）が、事前申請による申請の承認後の工事着工は可能です。しかし、保険給付は介護保険の認定結果が出たうえで退院、退所した後になります。（一時帰宅中の支給申請は認められません）そのため、認定結果が「非該当」の場合や退院、退所できない場合は、住宅改修費の支給を受けることは出来ません。
- ロ) 病院、施設等に入院（入所）している場合の改修について

病院、施設側より在宅介護に向けての住宅改修が必要との指示及び要望があった場合は、事前申請による申請の承認後の工事着工は可能です。

ハ) 一時的に身を寄せている住宅の改修について

介護保険の被保険者証に記載されている住所地の住宅の改修が支給対象となります。そのため、介護保険の被保険者証に記載されている住所地以外で、一時的に居住するための住宅改修は支給対象外です。

二) 新築や増築の住宅改修について

新築や増築（新たに居室を設ける等）、または改修理由が老朽化・器具の故障等の場合や、福祉用具貸与を受けるための住宅改修は支給対象外です。

ホ) ひとつの住宅に複数の被保険者が居住する場合の改修について

住宅改修費の支給限度額の管理は、被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに支給申請を行うことができます。ただし、複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合、各被保険者ごとに対象となる工事を設定し、内容や改修箇所等が重複しないように申請してください。

ヘ) その他

被保険者の資産形成につながらないよう、また改修に制約を受ける賃貸住宅居住の方との均衡等も考慮し、比較的小規模な工事が対象となります。

◇ 介護保険の認定を受けていない方

介護保険の認定をまだ受けていない方でも、運動機能が低下していて住宅改修が必要と認められる場合は、介護保険の支給対象となる住宅改修と同じ工事内容を対象とした高齢者自立支援住宅改修費の助成制度があります。

詳しくは、葛飾区役所高齢者支援課在宅サービス係までお問い合わせください。

～支給対象の工事内容について～

支給の対象となる工事内容であるかどうかは、保険者である葛飾区が決定します。同じ工事内容でも保険者が変わると判断が異なる場合があります。

不明な点がある場合には介護保険課管理係にご確認ください。

3 支給限度基準額について

要介護状態区分に関わらず、支給限度基準額は一律20万円です。そのため、20万円までの支給限度基準額の範囲内でかかった工事費用の1～3割と上限を超えた費用が利用者負担となります。20万円の支給限度基準額の範囲内であれば数回に分けて利用することができます。

◆ 介護保険料の未納により給付額減額となっている場合は、保険給付率が70/100（3割負担）となる場合がありますので、介護保険被保険者証を確認してください。

※なお、利用者負担割合が「3割負担」の被保険者が介護保険料の未納により給付額減額となっている場合は、60/100（4割負担）となります。

また、以下のように要介護状態区分が3段階以上重くなった場合（基準日は初回の住宅改修着工日）や転居した場合は、例外として以下のとおり支給限度基準額の再度の利用が認められます。

◎＜3段階リセットの例外＞ ※一人の被保険者に対し一度のみの適用です。

「介護度の必要の程度」の段階	要介護等状態区分
第6段階	要介護5
第5段階	要介護4
第4段階	要介護3
第3段階	要介護2
第2段階	要支援2 又は 要介護1
第1段階	要支援1 又は 経過的要介護（平成18年4月1日以降） 要支援（平成18年4月1日前）

初めて住宅改修が支給された住宅改修の着工日の要介護状態区分を基準として、上記表の「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった（要介護状態区分が3段階以上重くなった）場合、再び支給限度基準額20万円の範囲内で申請が可能となります。但し「介護の必要の程度」及び要介護状態区分が上がった時点で住宅改修が行われないと適用されません。

[例：「3段階リセットの例外」の適用例]

	初回	2回目	3回目
住宅改修着工日時 点の要介護状態区 分	要介護1 (第2段階)	要介護3 (第4段階)	要介護4 (第5段階)
住宅改修前の支給 限度基準額の残額	20万円	10万円	3段階リセット適 用 20万円
介護保険対象の工 事費用	10万円	10万円	要介護1となり初 めて住宅改修を行 った時点から「介 護の必要の程度」 の段階が3段階以 上上がっているた め、再度20万円 まで支給が可能と なります。
改修後の支給限度 基準額の残額	10万円	0円	

※ 3段階リセットの例外が適用された場合は、以前の住宅改修で支給可能残額があってもリセットされ、支給限度額は20万円となります。

◎ ＜転居リセットの例外＞

転居した場合は、転居前の住所地で住宅改修を利用しているも、転居後の住所地についても新たに20万円を支給限度基準額として住宅改修を利用できます。また、転居後については、転居後の住所地で初めて住宅改修に着工する日の要介護等状態区分を基準としますので、「介護の必要性の程度」が3段階以上重くなった場合でも「3段階リセット」は適用されません。

◎ ＜転居後に転居前の住所地に戻った場合＞

転居後に転居前の住所地に戻った場合は、転居前の住所地での住宅改修の支給状況に戻るようになるので、3段階リセットの例外の基準となる要介護状態区分も転居前のものが再度適用されることになります。

4 支給方法

住宅改修費の支給方法には償還払い方式と受領委任払い方式の2種類があります。

○ 償還払い方式

工事完了後に、利用者は住宅改修費用の全額を事業者に支払い、その後事後申請をして、自己負担分（1～3割）を除く介護保険給付分（9～7割）が区から利用者に支給されます。

○ 受領委任払い方式

工事完了後に、利用者は住宅改修費用の自己負担分（1～3割）及び、支給限度額を超える分や住宅改修対象外工事費を支払い、介護保険給付分（9～7割）が区から事業者へ支給されます。

<償還払い及び受領委任払い方式について>

- ・ 介護保険料の滞納があり、給付制限を受けている方は、受領委任払いの申請ができないため、償還払い方式での申請となります。
- ・ 要介護認定申請（新規、区分変更）中や、認定結果が出ていない場合は、償還払い及び、受領委任払いの事後申請を受け付けることができません。
- ・ 被保険者が入院又は入所中の場合は、償還払い及び受領委任払いの事後申請を受け付けることができません。
- ・ 受領委任払いを行える事業者は、葛飾区と協定を結んでいる事業者に限ります。事前に確認の上、住宅改修の契約をお願いいたします。詳しくは介護保険課管理係へお問い合わせください。
- ・ 確認のために工事の事前及び事後に職員が調査にお伺いする場合があります。
- ・ 被保険者が死亡した場合の住宅改修については、死亡時に完了している部分までが支給対象になります（その時点での写真を撮影してください）。

5 住宅改修の種類

1) 手すりの取り付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒防止もしくは移動または移乗動作に資することを目的として設置するものです。

手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとします。なお、用具貸与告示第7項に掲げる「手すり」に該当するものは除きます。

保険給付対象工事（例）

- 居室内の手すりの取り付け
（居室・トイレ・浴室・玄関等）
- 敷地内の手すりの取り付け
（玄関から門扉までの通路等）
- 手すりの付け替え・移設
（老朽化等に起因するものは不可）

保険給付対象外工事（例）

- ×集合住宅等の共有部分への取り付け
（条件によっては可能）
- ×敷地外への取り付け
（道路に飛び出ている等）
- ×取り付け工事を伴わないもの
（単に置いている場合等）

2) 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修を指します。

具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されます。ただし、用具貸与告示第8項に掲げる「スロープ」または用具購入告示第3項第5号に掲げる「浴室内すのこ」を置くことによる段差の解消は除かれます。また、昇降機、リフト、段差解消機等、動力により段差を解消する機器を設置する工事も除かれます。

保険給付対象工事（例）

- 各居室の敷居を低くする工事
- スロープ・踏み台を固定する工事等
- 敷石をコンクリートスロープにする
- 浴室の洗い場の床のかさ上げ工事
- 居室や廊下の段差をなくす工事
- 段差の勾配を緩やかにする工事
- 傾斜の解消

保険給付対象外工事（例）

- ×昇降機や段差解消機等の設置工事
- ×スロープ・踏み台を固定せずに置くだけの工事等

3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室においては畳敷きから板製床材やビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等を指します。

保険給付対象工事（例）

- 浴室の床材を滑りにくいものへ変更
- 畳から滑りにくいものへの床材の変更
- 階段への滑り止めの設置
(固定されているもの)

保険給付対象外工事（例）

- ×置くだけで、固定していない滑り止め防止工事
- ×老朽化に伴う工事

4) 引き戸等への扉の取換え

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り換えると
いった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置や
取替え等を指します。

保険給付対象工事（例）

- 重い引き戸から軽い引き戸への
取り替え工事
- 扉の位置の移動工事
- ドアノブの変更工事
- 戸車の変更工事

保険給付対象外工事（例）

- ×自動ドア等の電気工事を伴う工
事
- ×老朽化に伴う扉の変更

5) 洋式便器等への便器の取替え

和式便器から洋式便器への取り換えや、既存の便器の位置や向きの変
更が一般的ですが、用具購入告示第1項に掲げる「腰掛便座」の設置は除
かれます。また、和式便器から、暖房便座や洗浄機能が一体的に付加され
ている洋式便器への取替えは含まれる場合がありますが、すでに洋式便器
である場合のこれらの機能等への付加は含みません。さらに、非水洗和式
便器から水洗式洋式便器または簡易水洗洋式便器に取替える場合は、水洗
化または簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は、保険給付の対
象外となります。

保険給付対象工事（例）

- 和式便器から洋式便器への変更
- 洋式便器の向きの変更

保険給付対象外工事（例）

- ×洋式便器から洋式便器への変更工事
- ×新たに洋式便器を設置する工事
- ×電気工事を伴う工事

6) その他 1) から 5) の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

- (1) 手すりの取付け
手すりの取付けのための壁の下地補強
- (2) 段差の解消
浴室の床段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置
- (3) 床又は通路面の材料の変更
床材の変更のための下地の補強や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備
- (4) 扉の取替え
扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事
- (5) 便器の取替え
便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化または簡易水洗化に係るものを除く）、便器の取替えに伴う床材の変更

6 その他

「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について」の一部改正について
（老高発 0713 第 1 号 平成 30 年 7 月 13 日）

居宅介護サービス計画又は介護予防サービス計画を作成する介護支援専門員及び高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）の担当職員は、複数の住宅改修の事業者から見積もりを取るよう、利用者に対して説明することとする。

7 申請手続きの流れ

- ① 住宅改修についてケアマネジャーや高齢者総合相談センターまたは、介護保険課等に相談してください。



② 事前申請書類の提出

- I 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費申請書（事前）
 - II 工事費見積書（材料費・施工費・諸経費等を区分けする）
 - III 住宅改修理由書
※住宅改修理由書を作成できるのは、居宅介護支援事業者に所属する介護支援専門員や高齢者総合相談センターでの担当者、または福祉住環境コーディネーター2級以上の有資格者に限られています。
 - IV 改修予定箇所の写真（改修予定箇所ごとに改修予定箇所の全容が分
かり、撮影日が写っているもの）
 - V 図面（改修箇所、間取りや導線が確認できるもの）
 - VI 住宅の所有者の承諾書（賃貸の場合等）
- ↓ ※承諾書原本及びコピーをお持ちください。原本は確認後に必要
部分のコピーをいただき、その場で返却いたします。
※申請書は葛飾区役所ホームページからダウンロードできます。



③ 事前申請の承認

葛飾区が事前申請の内容を審査確認し、承認後に利用者（被保険者）あてに「事前審査確認書」を送付いたします。

※必ず「事前審査確認書」が届いたことを確認してから着工してください。また、「事前審査確認書」は支給決定の通知ではありませんのでご注意ください（審査には1～2週間程度かかります）。

④ 着工

必ず葛飾区から利用者（被保険者）に送付した「事前審査確認書」が、届いたことを確認してから着工してください！

※事前審査の内容と工事内容が異なる場合等は原則として、保険給付の対象外となります。そのため軽微な変更であっても、必ず事前に区へご相談またはご連絡ください。 また、このような場合には理由書や顛末書等をいただくことがあります。



⑤ 住宅改修完了時

○償還払いの場合

住宅改修後、被保険者は改修費の全額を住宅改修事業者に支払います。住宅改修事業者は、申請者（被保険者）より支払いを受けた後、領収書を発行します。

◎受領委任払いの場合

住宅改修後、区と協定を締結している住宅改修事業者は、申請者（被保険者）より改修の費用の総額から保険給付予定額（9～7割分）を控除した額の支払いを受け、領収書を発行します。



⑥ 事後申請の提出

○償還払いの場合

介護保険課に住宅改修費の支給申請をします。

◇申請に必要な書類

- (1) 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
- (2) 領収書
- (3) 完成後の写真（改修箇所ごとに改修部分が確認でき、写真内で撮影した日付がわかるもの）

◎受領委任払いの場合

◇申請に必要な書類

- (1) 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払い支給申請書
- (2) 自己負担金支払確認証
- (3) 領収書
- (4) 完成後の写真（改修箇所ごとに改修部分が確認でき、写真内で撮影日がわかるもの）



⑦ **住宅改修費の支給**

提出された書類に不備がなく、住宅改修の工事が適切に行われた等の確認後に住宅改修費の支給の決定を行います。そして、被保険者宛に支給決定通知書を送付いたします。受領委任払いでは、事業者宛にも同様に送付いたします。

○償還払いの場合

2～3ヶ月後に介護保険課から被保険者に住宅改修費として、保険給付対象工事費用の9～7割分を口座振替により支給します。

◎受領委任払いの場合

2～3ヶ月後に受領委任契約に基づき、介護保険課から住宅改修事業者、保険給付費対象工事費用の9～7割分を口座振替により支給します。

8 申請書類等提出時の注意事項

① 事前・事後申請書について

- ・ 申請者（被保険者）と住宅の所有者が異なる場合（賃貸の場合等）は、承諾書が必要になります。（承諾書は原本を確認して、コピーをいただきます。）
- ・ 金額訂正は、訂正箇所を二重線で消して訂正印を押捺し修正してください。
- ・ 償還払いの事後申請書の口座振込依頼欄の口座名義人は被保険者です。
被保険者以外の方が口座名義人となる場合は、委任状が必要となります。
（委任状は区ホームページに掲載しています。）
- ・ 償還払いの工事完了後の事後申請書提出時に、被保険者が死亡している場合は「届出書」が必要です。
- ・ スタンプ型印鑑は使用しないでください。また、申請書に捨印を押捺願います。
- ・ 修正液等の修正は認められませんので、絶対にしないでください。

② 理由書について

- ・ 住宅改修理由書の作成は、居宅介護支援事業者に所属する介護支援専門員や高齢者総合相談センターの担当者、または福祉住環境コーディネーター2級以上の有資格者に限られています。
- ・ 住宅改修箇所（改修項目）の理由の記載がない場合や、理由書の改修項目と実際の改修項目が一致しない場合は受付ができません。
- ・ 被保険者の身体状況や居宅内での介護の状態を確認し、住宅改修の目的や効果を住宅改修理由書に具体的に記入してください。

③ 見積書について

- ・ 見積書は被保険者宛で作成してください。
- ・ 電気工事は、住宅改修の対象外です。
- ・ 見積書は改修箇所ごとに、住宅改修費の支給対象となる費用の内訳がわかるよう、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したものとします。また、必要に応じて、見積もりが適切に算出されたものであることがわかるよう算出方法を明示してください。
- ・ 見積書や図面の二重線のみでの訂正や、修正液等を使用したものは受付で

きません。訂正ではなく、差し替えをお願いします（自費での工事がある場合は見積書に公費と自費を分けて記載してください）。

- ・改修箇所が複数の場合は、見積書、図面、写真に同一番号を付けてわかりやすくしてください。

④ 写真について

- ・取り付け位置を把握しやすいよう、取付け位置をなるべく写真に太ペン等で書き込んでください。
- ・住宅改修前と住宅改修後での変化が確認できるよう改修箇所ごとに、なるべく同じ角度で撮影し、写真内で撮影した日付がわかるように撮影して下さい。また、設置個所がはっきりとわかるように撮影してください。（写真に日付の直接手書き等は不可）
- ・改修箇所が家具等で隠れている場合は、それらを移動したうえで、全体が確認できるように撮影してください。
- ・改修箇所が写真1枚に収まらない場合は、分割して撮影してください。（それぞれに日付が必要です）
- ・段差解消の場合は、メジャーを当てる等により数値の確認ができるように撮影してください。
- ・床材変更の場合は、改修面全体が確認できるようお願いします。
- ・扉の取替えの場合は、扉本体と合わせて枠も撮影してください。

⑤ 領収書について

- ・領収書は原則原本を添付してください。ただし、申請時にその場で領収書の原本を提示してもらうことで確認ができれば、コピーでも構いません。
- ・コピーはあらかじめご用意ください。
- ・領収書は、被保険者のフルネームの領収書が必要です。また、工事件名、施工業者名、社印、領収日の記載、押印が必要です。
- ・5万円以上の工事の場合は領収書に収入印紙を貼る必要があります。
なお、収入印紙には施工事業者の割印が必要です。

⑥ 生活保護受給者の申請について

- ・事前に担当ケースワーカー等と相談の上で申請手続きを進めてください。

介護保険住宅改修に係る葛飾区のQ&A

葛飾区での介護保険住宅改修の過去の事例や質問に対する回答及び国の回答を掲載します。

◎ただし、これらの以下の事例や回答は例示であり、個別の相談が必要となる場合があります。そのため、以下の記載内容と申請内容が少しでも異なり判断に迷う際は、必ず介護保険課管理係までお問い合わせください。

住宅改修Q&A

No.	項目	質問	回答
1	手すりの取付け	・手すりには、円柱形などの握り手すりのほか、上部平坦型(棚状のもの)もあるが、住宅改修の支給対象となるか。	・支給対象になります。高齢者は、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もありますので、身体の状態に応じて手すりの太さや形状を選択することが重要です。
2	手すりの取付け	・手すりの取付けの際にねじを使用せずに、固定剤(エポキシ剤)による取り付けを行った場合は、住宅改修の対象となるか。	・固定剤(エポキシ剤等)による取り付け工事も、住宅改修の対象となります。固定状況や強度確認を必ず行ってください。
3	手すりの取付け	・脱着式の手すりは住宅改修の対象となるか。	・脱着式は固定された取付け箇所がないため、住宅改修の支給対象とはなりません。取付け位置の制約条件から、可動の必要がある場合には、可動式の手すりの設置を支給対象として認めています。
4	手すりの取付け	・要介護者の心身状況の変化により、既存の手すりでは機能が十分でない場合等に、手すりの付け替えが住宅改修の支給対象となるか。また、既存の手すりの撤去費用についても支給対象となるか。	・状態変化による介護の必要性の増加等の理由により、既存のもので対応が著しく難しい場合は支給対象となります。撤去費用も、手すり取り付けの付帯工事として支給対象となります。
5	手すりの取付け	・手すりの取付けの際に壁の内部に下地補強する場合、介護保険で認められる工事範囲はどこまでか。	・必要最低限の手すり取付け部分の範囲が支給対象となります。見積もりは、対象範囲を面積按分して算定してください。また、補強したことがわかる写真を事後申請時に添付してください。クロスも下地補強した範囲のみ対象となり、壁全体としては認められません。
6	手すりの取付け	・家具等に手すりを取付ける場合は、支給対象となるか。	・固定されていないものへの取付けは支給対象外です。(住宅と一体になった造り付けの家具への取付けの場合は支給対象になります)
7	手すりの取付け	・支給対象とならない手すりはどのようなものがあるか。	・福祉用具貸与に該当する手すり ・紙巻器付棚手すり ・スライドバー付手すり ・付属、装飾のついた手すり
8	段差の解消	・浴室の床段差を解消するために浴室用すのこを製作し、設置する場合は住宅改修の支給対象となるか。	・浴室内に固定せず設置することで段差を解消する浴室用すのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室用すのこに該当します。そのため、住宅改修の支給対象とはなりません。(固定する場合は住宅改修の支給対象となります。)

No.	項目	質問	回答
9	段差の解消	・昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となるか。	・昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象になりません。なお、リフトについては、移動式、固定式又は据置式のものは、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となります。 また、福祉用具貸与品を設置するために必要な工事対象となりません。
10	段差の解消	・玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の支給対象となるか。	・支給対象になります。敷地内の動線の範囲内において(道路等への設置は認められない)、手すりの設置、スロープの設置、コンクリート舗装への変更等が対象になります。(固定されているものに限り対象ですので、固定されていることが確認できる写真の添付が必要になります)
11	段差の解消	・上り框の段差解消について、式台の設置は支給対象となるか。 また、上り框を2段にして利用する工事は支給対象となるか。	・式台の設置は固定されているものであれば支給の対象となります。 上り框を2段等にして利用する工事も支給対象となります。
12	段差の解消	・福祉用具のレンタルで玄関にスロープを取り付けられるよう住宅改修を行いたいのが支給対象となるか。	・支給対象とはなりません。 福祉用具のレンタルを受けるための住宅改修は支給対象外となります。
13	段差の解消	・既に存在する段差部分に、段差解消としてスロープを作製したいが、既存の段差の範囲より広く工事をするのは支給対象となるか。	・原則、既存の段差の範囲のみ対象ですので、拡張した部分は支給対象とはなりません。
14	段差の解消	・浴室の段差解消でユニットバスに改修をする住宅改修は認められるか。	・見積金額が段差解消(洗い場床面)部分のみ按分ができる場合は支給対象となりますが、按分できずに「一式」となる場合は支給対象外となります。 ユニットバスの場合、支給対象部分と対象外の部分が混在しており、工事の全てが住宅改修の支給対象とならないため、見積金額や改修箇所を明確に示す必要があります。
15	段差の解消	・洗濯物を干す際や庭に降りる際に転落する可能性があるため、ウッドデッキ(テラス)を作製する工事や元々ある部分に継足す工事は支給対象となるか。	・増設(拡張)工事となるため、支給対象外となります。
16	床材の変更	・通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となるか。	・例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられる。路盤の整備は支給対象の付帯工事として差し支えありません。
17	床材の変更	・滑りの防止を図るための床材の表面の加工(溝をつけるなど)は、住宅改修の支給対象となるか。また、階段にノンスリップを付けたリカーペットを貼り付けたりする場合は支給対象となるか。	・いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となります。なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いとつまづき、転倒転落の危険性もありますので、工事は十分に注意が必要です。
18	床材の変更	・畳からフローリングに変更する際に、掘りごたつを埋めるのは支給対象となるか。	・床材変更の付帯工事として支給対象となります。但し、段差解消工事として掘りごたつ部分のみを埋めるのは支給対象外となります。

No.	項目	質問	回答
19	引き戸等への扉の取り替え	・扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事(吊元の変更工事)は住宅改修の支給対象となるか。	・扉そのものを取り替えない場合でも、身体状況に合わせた機能が必要になれば、扉の取り替えとして住宅改修の支給対象となります。具体的には右開きを左開きに変更する場合やドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等を想定しています。
20	引き戸等への扉の取り替え	・既存の引き戸(扉)が重く開閉が容易でないため、引き戸(扉)を取り替える場合は住宅改修の支給対象となるか。	・被保険者の身体状況の変化により既存の引き戸(扉)が重く、開閉が容易でないという理由があれば支給対象となります。ただし、既存の引き戸(扉)が古くなったり、戸車やクローザー等の部品が摩耗したり調整の狂い等で新しいものに取り替えるという理由では、支給対象とはなりません。
21	引き戸等への扉の取り替え	・移動の妨げになるため、扉を撤去したいが、住宅改修の支給対象となるか。	・支給対象となります。
22	引き戸等への扉の取り替え	・被保険者の生活導線の確保のために、既存の壁を撤去し扉を新設したいが住宅改修の支給対象となるか。	・原則として、新設する場合は支給対象となりません。
23	引き戸等への扉の取り替え	・居宅にて被保険者が、常時車いすで生活をしている場合において、トイレ内に車いすごと入るために壁を一部壊し、ドアを大きくするのは支給対象となるか。	・被保険者の身体状況等から必要性が認められる場合に限り支給の対象となります。ただし、必ずしも支給対象となるとは限りませんので、事前に介護保険課へ問い合わせてください。
24	玄関扉の交換	・扉や引戸の開閉が重くなり、軽い扉に取り替えることは認められるか	・身体的な理由であれば対象となりますが、外部に面している部位であり、ドアクローザーや蝶番等の経年による劣化、調整や建付けの狂いが起因していると考えられるため認められません。また、引戸は戸車やレールの摩滅や破損等も起因すると想定されます。以上の点を十分確認願います。
25	洋式便器等への便器の取り替え	・リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座からの立ち上がりが困難等の理由で、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、 ①洋式便器をかさ上げする工事 ②便座の高さが高い洋式便器に取り替える工事 ③補高便座を用いて座面の高さを高くする工事は、便器の取り替えとして住宅改修の支給対象となるか。	・①は、住宅改修の支給対象となります。 ②は、既存の洋式便器が古くなったことで新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とはなりませんが、当該要介護者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由であれば、便器の取り替えとして住宅改修の対象となります。 ③は、住宅改修ではなく、腰掛便座(洋式便座の上に置いて高さを補うもの)として特定福祉用具購入の支給対象となります。
26	洋式便器等への便器の取り替え	・現在使用している和式便器を取り壊し、別の場所に新たに洋式便器を設置した場合は、住宅改修の支給対象となるか。	・和式便器を取り壊して別の場所に新たに洋式便器を設置する場合は、和式便器を洋式便器に取り替えたこととなるため、必要性が確認された場合に便器のみ住宅改修の対象となります。しかし、既存の和式便器をそのままにし、新たに洋式便器を設置する場合は、取り替えにあたらないため、住宅改修の対象となりません。

No.	項目	質問	回答
27	洋式便器等への便器の取り替え	・和式便器から暖房便座や洗浄機能等が付加された洋式便器への取替えは、住宅改修の対象となるか。	・暖房便座や洗浄便座一体型の洋式便器が普及していることから、「洋式便器への便器の取替え」工事の際に、暖房便座や洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合は、住宅改修の支給対象に含めて差し支えありません。 また、この場合、暖房便座や洗浄便座一体型の便器への取り替えは、あくまでも便器の交換工事を認めたものであり、暖房・洗浄機能の電源を確保するための電気工事は付帯工事として対象となりません。
28	洋式便器等への便器の取り替え	・便器の交換に伴う給排水設備工事は「水洗化に係るもの」を除いて認められることになっているが、どの程度の工事が対象となるのか。	・非水洗の和式便器から水洗式の洋式便器に交換する場合には、便器本体工事とともに水洗化の工事が行われるが、このような場合、水洗化の工事は対象外になります。「便器の交換」に付帯する給排水設備工事は対象として想定しているのは、すでに水洗化されている和式便器を洋式便器に交換する場合に配水管の長さや位置を変える工事です。(切り回し)
29	洋式便器等への便器の取り替え	・同じ場所のまま、洋式便器の向きを変えるのは住宅改修の対象となるか。	・被保険者の身体状況等から現に使用している洋式便器の向きを変える必要性が認められれば対象となります。
30	見積書	・手すりの形状、長さの記入をせず、一式(工事一式)としてまとめた見積書の提出は認められるか。	・改修箇所、内容及び規模を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したものを提出願います。
31	見積書	・住宅改修費の支給対象外の工事も併せて行われる場合の見積もり内訳の記載はどうするのか。	・介護保険対象部分の抽出、按分等が適切な方法により、支給対象となるよう費用を算出してください。
32	見積の按分	・見積書の記載方法について、保険給付対象工事部分と、その他自己負担工事部分を分けて記載するのか。	・介護保険対象工事部分が正しく確認できるよう、自己負担工事分と分けて記載してください。
33	書類申請料	・役所への書類申請料(申請手数料、申請代行料等)については支給対象となるか。	・支給対象となりません。 ・駐車代、写真代、図面作製費、工事作業員の損害保険料等も支給対象になりません。
34	領収証	・領収証原本を手元に置いておきたいが、どうしても提出しなければならないか？	・写しと原本と一緒に申請窓口を持って来てください。写しが原本と相違ないことを確認した後、その場で原本を返却します。
35	領収書	・領収書の書き方はどうするのか	・宛名は利用者(被保険者)のフルネームを記載してください。 工事件名、領収日、領収書発行者の正式名称を記載し社印を押してください。5万円を超える場合は収入印紙を貼付し、割印を押してください。
36	写真の日付	・改修前後の写真は日付が分かるものとのことだが、日付機能のないカメラの場合はどうすればよいか。	・工事現場などで黒板に日付等を記入して撮っているように、黒板や紙等に日付を記入して、改修箇所が隠れないように写真に写しこんでください。

No.	項目	質問	回答
37	竣工後の改修	・住宅の新築は住宅改修では認められないが、新築住宅の竣工日以降の住宅改修は認められるか。	・竣工日以降に住宅改修を行う場合であれば、住宅改修の支給の対象となります。
38	死亡時の支給	・住宅改修前に在宅の被保険者本人が死亡した場合、住宅改修費の支給を受けられるか。	・すでに改修が終わっている部分については給付の対象となりますが、改修が終わっていない部分は対象になりません。 在宅時に急変して入院し、退院せず死亡に至った場合は、入院した時点までの部分が対象になります。
39	支給の時効	・受領委任払いでの住宅改修費支給申請の時効は2年であるが、その起算点はいつであるか。	・領収日になります(領収書に記載された日付)。 ※償還払い方式では、代金を完済した日の翌日が起算日となります。
40	申請前着工	・事前申請の前に着工した住宅改修は認められるか。	・認められません。(支給対象になりません。)
41	認定申請中	・介護認定申請中でも住宅改修の事前申請は可能か。	・介護認定の申請中でも事前申請を提出でき、承認されれば着工できます。 事後申請は認定結果が出てから行うことになり、認定結果が非該当となったときは支給対象にはなりませんので、全額自己負担となります。
42	認定申請中	・まだ認定結果が通知されていない場合の住宅改修は認められるか。	・介護保険の支給は認定申請日に遡るため、認定申請後の改修に着手できます。ただし、認定の結果が「非該当」であれば支給対象とならない為、改修費用は全額自己負担になります。 ・認定申請前の住宅改修は認められません。
43	更新で非該当	・着工時点で要介護認定を受けていたが、工事完了前に更新結果が非該当の場合はどうなるか。	・認定の有効期間内に完了してる部分に限り支給申請可能です。完了部分と未完了部分がわかるように分けて申請願います。
44	退所(院)前の住宅改修	・現在、入所(院)している被保険者が間もなく退所(院)する予定であるが、退所(院)前に住宅改修を行えるか。また、特別養護老人ホームを退所する場合はどうか。	・入所(院)中は対象となりませんが、退所(院)が決まり、自宅生活に円滑移行するために事前に必要な改修ならば認められます。(入院中死亡は対象外) 特別養護老人ホームの退所も同様の取り扱いとなります。
45	本人入院(所)	・住宅改修着工後に容態が急変して入院し、退院の見通しが立たない場合の住宅改修費の取り扱いはどうなるのか。	・工事完了前に急変して入院し、退院せず死亡に至った場合は、入院した時点までの部分が対象になります。
46	家族が行う住宅改修	・家族に大工がおり、家族の住宅改修を行う場合、工賃も支給申請の対象とすることができるのか。	・被保険者が自分の住宅改修の材料を購入し、被保険者自身又は家族等が住宅改修を行う場合は、材料の購入費のみが住宅改修費の支給対象となり、工賃は支給対象外となります。
47	家族が行う住宅改修	・住宅改修を自分や家族で行う場合、見積書等はどのようなものを提出するのか。	・対象は材料費のみですので、事前申請時には、購入予定先の業者(店舗)が発行する見積書か、部品の購入予定金額がわかる書類(カタログ)の写しと改修する箇所を記載した平面図及び写真を提出してください。 事後申請は、償還払いと同様に利用者(被保険者)本人宛の材料費の領収書、施工後の写真を添付してください。

No.	項目	質問	回答
48	家族が行う住宅改修	・被保険者または家族が経営している事業者による住宅改修は支給対象となるか。	・利用者(被保険者)又は家族が工事に直接関与しない場合(従業員のみで施工、工事を外部に委託等)には支給対象となります。事前に介護保険課に問合せください。
49	老朽化による改修	・手すりや畳、扉等が老朽化してしまったため、手すりの付け替えや床材の変更、扉を取り換えることは可能か。	・老朽化が原因の場合は、住宅改修の支給対象とはなりません。
50	賃貸住宅の原状回復費用	・賃貸住宅の場合、退去時に発生した原状回復のための撤去費用は住宅改修の対象となるか。	・住宅改修の対象になりません。
51	賃貸アパートの共用部分	・賃貸アパートの共用部分は住宅改修の対象となるか。	・一般的に住宅改修は利用者(被保険者)の専用居室内に限られますが、共同の洗面所やトイレ等、利用者(被保険者)の通常的生活領域と認められる共用部分で住宅改修が必要であれば、住宅所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能です。(支給対象となります) しかしながら、住宅の所有者が恣意的に、利用者(被保険者)に共用部分の住宅改修を強要する場合も想定されるので、利用者(被保険者)の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断します。
52	分譲マンションの共用部分	・分譲マンションの廊下などの共有部分は住宅改修の支給対象となるか。	・マンションの管理規定や他の区分所有者の同意(区分所有法による規定)や、管理組合等の代表者の同意があれば、共有部分の住宅改修も支給の対象とすることができます。 ただし、界壁、耐力壁等に影響を及ぼさないことを十分に確認するものとします。
53	施設内の改修	・有料老人ホームや軽費老人ホーム、グループホームの住宅改修を行うことは可能か。	・有料老人ホーム等については、本来高齢者の利用に適したものとなっているはずであるため、住宅改修を行うことは想定されていません。 しかし、身体状況に応じ、個別の対応が必要な場合は、介護保険の住宅改修の対象となります。ただし、対象となるのは、居室等の専用部分のみで、共用部分は対象なりません。この取扱いは、グループホームについても同様です。
54	住所地	・被保険者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修は認められるか。	・介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となる。(被保険者証の住所地) 子の住宅に住所地が異動していれば、支給対象となります。
55	住所地	・引っ越し等で一時的に借家に住んでいる場合、その借家は対象になるか。また、元住んでいた家に戻ってきた場合は対象になるか。	・介護保険証の住所地であれば対象になります。
56	住所地	・施設入所者が施設から定期的に帰宅する場合の住宅改修は認められるか。	・施設入所者の生活の拠点は施設になるため、外泊時であっても在宅サービスに算定されないため、住宅改修も同様に認められません。住所地を施設に移さず入所している場合も同様となります。

No.	項目	質問	回答
57	転居予定	・転居時期は確定していないが、予定がある場合の現居住地の住宅改修は認められるか。	・転居が見込まれる場合の住宅改修は認めていません。その際は、他のサービスやレンタルの利用を検討願います。 また、確定した転居予定先を入居前に住宅改修するのは居住前になるため、認められません。
58	生活保護	・被保険者が生活保護受給者の場合の留意事項はどんなことがありますか。	・ケースバイケースですので、事前に担当のケースワーカーと打合せ願います。
59	生活保護	・生活保護受給者の申請手続きはどのように行うのか。	・事前申請はケースワーカーと打ち合わせ、住宅改修工事実施の了解を得た上で、通常通り介護保険課に申請してください。事後申請は生活課からの入金を確認し、領収証を発行した後に介護保険課へ通常通り申請を行ってください。 なお、領収証の宛名は「葛飾区福祉事務所長」あるいは「葛飾区長」名を記載してください。
60	質問・立入検査等	・住宅改修において、区の職員が工事前や工事後に改修箇所の確認をすることはあるのか。	・介護保険法第45条第8項、第57条第8項の規定により、工事前や工事後の改修箇所の確認を行ったり、関係者（ケアマネージャーや施工事業者等）に対し、説明や報告、関係書類の提出等を求めたりする場合があります。

◆問い合わせ先◆

介護保険の認定を受けている方

葛飾区福祉部介護保険課

管理係

〒124-8555

葛飾区立石5-13-1

電話03-5654-8246（直通）

03-3695-1111（代表）

内線 2353・2332

介護保険の認定を受けていない方

葛飾区福祉部高齢者支援課

在宅サービス係

〒124-8555

葛飾区立石5-13-1

電話03-5654-8259（直通）

03-3695-1111（代表）

内線 2324・2426